URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長:新屋敷 健
email: take0shin@gmail.com
〒542-0012 大阪市中央区谷町
7 丁目 1-39-102 大私教気付

<目次>

p.1 組合学習会の案内

p.2 大学非常勤講師組合全国協議会発足に向けて

p.2-3 非常勤講師も私学共済に加入させよ

p.3 大学非常勤職員の3~5年ルール問題

p.4 埼玉女子短期大学不当解雇裁判への支援を

大学非常勤講師問題とジェンダーについて いっしょに学習してみませんか!!

組合の秋期学習会を「非常勤講師問題とジェンダー」というテーマで開催します。元関西圏組合執行委員で現在、東海圏組合執行委員の菊地夏野さんを講師に迎えておこないます。組合員の皆さんはもちろんのこと、組合員でない非常勤講師のかたも、関心のある方は是非ご参加ください。

日時:10月31日(土)午後2時~5時

場所:エルおおさか 5 階 501 号室

講師:菊地夏野さん(名古屋市立大学教員)

(エルおおさかは地下鉄・京阪電車天満 橋駅と北浜駅の中間にあります。)

地図拡大表示 至東梅田 (地下鉄谷町線) (JR東西線) 至京橋 세 京阪シティモール OMM 〈京阪電車〉 土佐堀通 北浜 ------- 天漢橋 -------- 至淀屋橋 至京橋 エル・おおさか ホテル京阪 エル・おおさか南館 鉄谷町線>

講師からひと言

「高学歴ワーキングプア」などの 言葉で注目を浴びだした非常 勤講師問題。様々な見方があ りますが、女性労働との関係が あることは以前から言われてい ました。今回は、この問題とジェ ンダーの関係について掘り下 げて考えてみることで大学のジェンダー構造について理解を 深め、新しい視点を得られれば と思います。

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

大学非常勤講師組合全国協議会結成に向けて

大学非常勤講師組合全国協議会の結成に 向けて、関西圏・首都圏・東海圏の 3 組合の 担当者が8月21日に名古屋で準備会会合を おこないました。以下はその議論の記録で す。

- *秋以降の合同陳情については、仲介役の (委員会所属の)議員が必要。
- *非常勤講師の次回労働条件アンケート冊子『実態と声 2011』発行に関しては、新たな担当者を見つけることが必要(その後前回担当者が次回も担当可であることを表明。)
- *奨学金問題については「奨学金の会」のバックアップを当面していく。

その他議決されたことは、大学非常勤職員 の組合等の他団体とのネットワーク化を進め るために「ネットワーク」という表現を名称に入 れるべきであることと、全国協議会準備会のメ ーリングリストを作って各組合の三役が入って 情報共有を進めるため、現在メーリングリスト を活用している関西圏組合が作成することで す(既に作成済み)。

最後に、2008年に首都圏組合が起草した「大学非常勤講師組合全国連絡協議会申し合わせ事項(草案)」の改定が必要なので、「目的」の規定を以下の様に改定しました。目的第3条本会の設立目的は以下の通りとする。

- 1. 構成組合間の合同行動と相互の交流の 促進。
- 2. 大学非常勤講師の実態に関する調査研究とその公表・出版。
- 3. 他団体との対外的連携・交流の促進。 次回会合は2010年3月の東海圏総会の際 におこなう予定です。

(文責 新屋敷)

非常勤講師も私学共済に加入させよ!!

---2010年4月から「就労ビザ」申請に健康保険証が必要に---

内藤 義博

平成21年3月に法務省入国管理局は「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」を改定して、社会保険への加入を義務付けることとし、2010年4月から「就労ビザ」の申請時に健康保険証の提示を求めることを通達した。

そもそも社会保険の加入は雇用形態や国

籍を問わず、法律義務であるが、現状では非正規労働者が社会保険に入りたくても、使用者があれこれと不合理な理由を挙げて、加入を拒否しているのが現状である。たとえば多くの私立大学の正規教職員が加入している私学共済への加入を私たちは組合結成時から一貫して要求してきたが、大学法人は拒否し

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

続けている。拒否に合理的な理由はなく、大阪電通大学のように一定の条件を満たす非常勤講師に加入させている例もあるのだから、要は大学の決断しだいである。

私学共済に加入できない場合には、国民健康保険に入るしかないが、これは農家や自営業者など雇用関係をもたない人たちのための保険であって、雇用関係を結んでいる労働者の保険ではない。さらに国民健康保険は保険料が高く、非常勤講師の平均的なもちコマである10コマ(=年収336万円)で計算すると、大阪市でも京都市でも30万円を超える。年収の一割近くが国民健康保険料で消えることに

なる。

とりわけ、外国人非常勤講師の場合は、ビザの申請に健康保険証の提示が義務付けられることになり、事態は深刻である。高額な負担をして国民健康保険に加入するしかない。加入しなければ、ビザが取得できなくなり、国外退去ということにさえなりかねない。

大学法人は、この事態を真摯に受け止め、 非常勤講師を私学共済に加入させるか、それ ができないのなら国民健康保険料の半額を 負担すべきである。それが大学教育に貢献し ている非常勤講師への責務ではないか!

非常勤職員の3~5年ルールを撤廃せよ!

江尻 彰

前号で紹介した京都大学の非常勤職員の 雇い止め事件のように現在、国立大学では非 常勤職員の雇い止めが横行している。これら の大学の非常勤職員の多くは独立行政法人 化される際に人件費削減のため単年度契約 で雇用期間を最大3年~5年と制限を設けて 採用された。しかし、このような制限に何ら法 的根拠はなく多くの大学でトラブルがおこって いる。また、これは国立大学だけでなく私立大 学でも同様で立命館大学では早くから非常勤 職員に雇用契約期間の制限を設けている。

日本の有期労働法制では契約期間の上限は3年、特例で5年と決まっているが契約更新の回数には制限がない。それにもかかわらず大学が更新回数の上限を決めるのは次のような事情があると考えられる。

日本の有期雇用に関する判例では、単年 度契約であっても長年にわたって更新を繰り 返し期間の定めのない契約と実質的に異なら ない状態となった場合は、「解雇権濫用法理 が類推適用」される(『基本法コメンタール・労 働基準法』より)。これが適用されると合理的な 理由なしに雇い止めにすることはできない。 現在、大学が採用している 3~5 年ルールは 契約の更新回数を制限することで雇用継続の 期待権を拒否して「解雇権濫用法理の類推適 用」を回避するためと考えられる。

しかし、このルールには次のような重大な問題点がある。まず契約期間を3~5年と区切られてしまうと非常勤職員の安定的な生活は困難になる。将来の生活設計も成り立たなくなる。また、このルールは大学にとっても合理的とは言えない。非常勤職員が仕事に慣れ効率よく仕事ができるようになるには2~3年かかる。仕事に慣れ効率よく働けるようになった段階で雇い止めすることは大学にとっても大きな損失である。このようなルールは即時撤廃すべきである。

裁判闘争への支援をお願いします

衣川 清子

私は 2008 年 4 月に、それまで 19 年間専任教員として勤務していた埼玉女子短大(私立、埼玉県日高市)を「教員としての適格性・協調性に欠ける」として解雇され、その無効を東京地裁に訴えて闘ってきましたが、2009 年7 月、地裁から「解雇有効」との不当判決を受けたため、東京高裁に控訴したところです。

「学生への菓子配布」をはじめとする「解雇理由」は、根拠もなくほとんど言いがかりに近いものですが、地裁判決は解雇に相当するも

のと認定し、就業規則に定められた手続きの 不備も見逃しています。これはいわば、「学校 側が当該教員に問題があると主張すれば裁 判所はそれを認める」ということで、専任・非常 勤問わずこれが通用するなら教員の身分保 障などないに等しく、大学教育が成り立たなく なる事態です。高裁での逆転解雇無効判決 を勝ち取るためのご支援をお願いいたします。

(連絡先 http://kinugawasupport.com)

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を!

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか?低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか?大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP http://www.hijokin.org/ の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-234-2846) で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に □ 組合員として加入します □ 賛助会員として加入します			
氏名		氏名のフリガナ	
住所(一)			
Tel	Fax		Email
専門分野		担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)			
組合費: 10000 円/年(年収 150 万円未満の方は 4000 円/年)			

賛助会費: 1口 1000 円/年(3 口以上の協力をお願いします)

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ